

令和8年度学校給食地区活動支援事業実施要項

公益財団法人香川県学校給食会

1 趣旨

県内9地区（高松、丸亀、坂出、善通寺・仲多度、観音寺・三豊、さぬき・東かがわ、小豆、木田・香川、綾歌）における、学校給食に関する諸問題の調査研究及び学校給食関係者の資質の向上を図るための研修会等の実施について本会が助成を行う。

2 実施内容

- (1) 学校給食の普及充実に関する事項
- (2) 学校給食の食育の推進に関する事項
- (3) 学校給食の衛生管理に関する事項
- (4) 研修会、講習会、研究会等に関する事項
- (5) その他学校給食の充実発展に関する事項

3 実施方法等

(1) 助成の内容

①県内9地区への助成

年間事業計画により実施する自主的活動に対し、本会で積算した金額（均等割額・パン及び米飯等の実績割額）を県内9地区に助成する。

②学校給食研究発表会を実施する学校への助成

年間事業計画により実施する学校給食研究発表会に要する費用のうち、予算の範囲内で決定した金額を助成する。

なお、助成の要件として①及び②の案内文書、実施要項等には後援者名として公益財団法人香川県学校給食会の名称を記載すること。

(2) 実施期間

令和8年助成決定通知日～令和9年3月31日

(3) 実施対象者

学校給食関係者（校長、共同調理場所長、給食主任、栄養教諭・学校栄養職員、学校給食調理員等）

(4) 申込及び決定方法

県内9地区の地区代表者（学校給食地区活動支援事業の担当校長）及び学校給食研究発表会を実施する校長は、当該年度の実施計画書（様式1）及び収支予算書（様式2）を本会が指定する日までに提出する。

本会は、実施計画書及び収支予算書の内容を審査し、県内9地区の地区代表者（学校給食地区活動支援事業の担当校長）及び学校給食研究発表会を実施する校長あてに助成決定通知書（様式3）を送付する。

本助成決定をもって、助成の要件である後援名義への本会名称の使用を承認したものとみなす。

なお、当初の事業内容等に変更があった場合でも実施内容の範囲内であれば事業を実施することができる。

(5) 助成金の支払方法

助成額が決定した県内9地区の地区代表者（学校給食地区活動支援事業の担当校長）及び学校給食研究発表会を実施する校長は、速やかに助成金請求書（様式4）を本会に提出し、本会は請求書の到着後20日以内に助成金を支払う。

なお、助成金は当該年度で支出し、繰り越さないこととする。

(6) 実績報告書等の提出

県内9地区の地区代表者（学校給食地区活動支援事業の担当校長）及び学校給食研究発表会を実施した校長は事業の終了後1か月以内、または令和9年3月31日のいずれか早い日までに、収支決算書（様式5）、領収書（写）、事業の実績報告書（案内文書、実施要項、当日の資料、活動状況を撮影した写真等…各1部）を本会に提出する。

(7) 助成金の額の確定

本会は、前項の報告を受けたときは審査を行い、報告内容が適切と認めるときは、県内9地区の地区代表者（学校給食地区活動支援事業の担当校長）及び学校給食研究発表会を実施した校長あてに助成額確定通知書（様式6）を送付する。

(8) 助成金の返納

事業内容等の変更により、助成確定金額が助成金額を下回る場合、本会からの助成額確定通知書を受領後、差額を速やかに返納するものとする。